

福島市文化振興条例 <R5.1.1施行>

前文

○地勢 ○市の成り立ち ○本市の特色ある文化 ○条例制定にあたっての決意等

目的

○市民のふるさとへの誇りと愛着の醸成 ○文化が息づく心豊かな市民生活
○魅力あふれる地域の実現

定義

○文化＝文化芸術及び歴史文化
○文化活動＝文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動
○市民＝市内に居住する者、通学する者又は通勤する者
○文化活動を行う者＝市内で文化活動を行う個人及び団体
○事業者＝市内で事業活動を行う全ての者

基本理念

○文化活動を行う者の自主性、創造性、活動の多様性の尊重
○市民の文化意識の高まりや文化活動の活発化に向けた環境の整備
○子どもや若者に対する文化に関する教育の推進
○本市で育まれてきた特色ある文化の保護、継承及び発展
○市内外の地域及び人々との文化を生かした交流の推進
○文化活動を各関連分野と連携させ、市全体の活力の向上

責務・役割

○市の責務＝文化振興施策を総合的かつ計画的に推進する。
○市民の役割＝文化に触れ、親しむとともに、文化活動の内容を理解し、尊重する。
○文化活動を行う者の役割＝文化活動の充実を図り、文化の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たす。
○事業者の役割＝事業活動を通じて文化を創造し、若しくは享受する活動を支援する。

文化振興施策

○市は、市民の意見が反映されるよう配慮し、文化振興にかかる計画を定める。
○市は、地域社会、観光、まちづくり、教育等に関する施策を進めるときは、文化の要素を取り入れ、それらの施策と文化振興が相乗効果を発揮するよう努める。

文化振興審議会の設置

文化振興基金の設置